

厚岸町規則第26号

厚岸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例施行規則の一部
を改正する規則

厚岸町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例施行規則（平成27年厚岸町規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「経験のある」を「経験があり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。